岡山市横断歩道橋ネーミングライツ協力企業募集要項

１　事業の趣旨・目的

岡山市都市整備局道路部が管理する横断歩道橋を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を道路の維持管理等に活用することを目的として、横断歩道橋の通称名を命名する権利（命名権、ネーミングライツ）を付与する民間事業者（以下「協力企業」という。）を募集します。

事業の趣旨に賛同し、命名権料をご負担いただく協力企業は、対象となる横断歩道橋の桁部分に企業名、商品名等を入れた通称名を標示することができます。また、横断歩道橋の清掃美化活動により地域貢献の場としてご活用いただくことも可能です。

２　事業の対象施設

別表「対象横断歩道橋一覧」に記載の横断歩道橋とします。

応募可能な横断歩道橋については募集開始日に岡山市ホームページ上で別表「対象横断歩道橋一覧」として公開します。また、対象横断歩道橋については施設の状況等により予告なく変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

３　募集の条件

(1)　応募資格

岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準を遵守し、次の事項を満たす登記された法人とします。

ア　岡山市広告掲載基準第３条各号に該当しない法人

（参考）岡山市広告掲載基準　抜粋

（広告を掲載しない業種又は事業者）

第３条 次に掲げる業種又は事業者の広告は，広告掲載を行わない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種

(2) 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）に規定する貸金業

(3) たばこに関する業種

(4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種

(5) 投機的商品に関する業種

(6) 占い又は運勢判断に関する業種

(7) 債権取立て，示談引受け等に関する業種

(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）に規定するインターネット異性紹介事業

(9) 特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。）に違反しているおそれのある事業者。

(10) 医療，医薬品，化粧品等の広告で医療法（昭和２３年法律第２０５号），薬事法（昭和３５年法律第１４５号）等に抵触するもの

(11) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

(12) 興信所・探偵事務所等を営む事業者

(13) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生・更生手続中の事業者

(14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者

(15) 各種法令に違反している事業者

(16) 規制対象となっていない業種においても，社会問題を起こしている業種又は事業者

(17) 行政機関からの行政指導を受け，改善がなされていない事業者

(18) 岡山市指名停止基準に基づく指名停止を受けている事業者

(19) その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている規定に該当しない法人

ウ　岡山市指名停止基準に基づき、指名留保の措置を受けていない法人（名簿登載の日から５月間が経過していない場合を除く。）及び入札参加有資格者でない者にあっては指名停止又は指名留保の措置要件に該当する行為を行っていない法人

エ　岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱に基づき、競争入札等からの排除措置を受けていない法人

オ　法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない法人

カ　過去に他の地方自治体等とネーミングライツ・パートナーとしての契約を締結し、契約期間満了前に契約解除（当該地方自治体等の事由による場合は除く。）となっていない法人

キ　次の各号に該当する者が役員となっていない法人

(ｱ)　破産者で復権を得ない者

(ｲ)　法律行為を行う能力を有しない者

(ｳ)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ｴ)　本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

(ｵ)　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ク　直近３期分の決算において債務超過がない法人（申込時点で３期を経過していない法人は応募できません。）

(2)　通称名及びその標示方法

通称名及びその標示に係る条件は次のとおりとします。

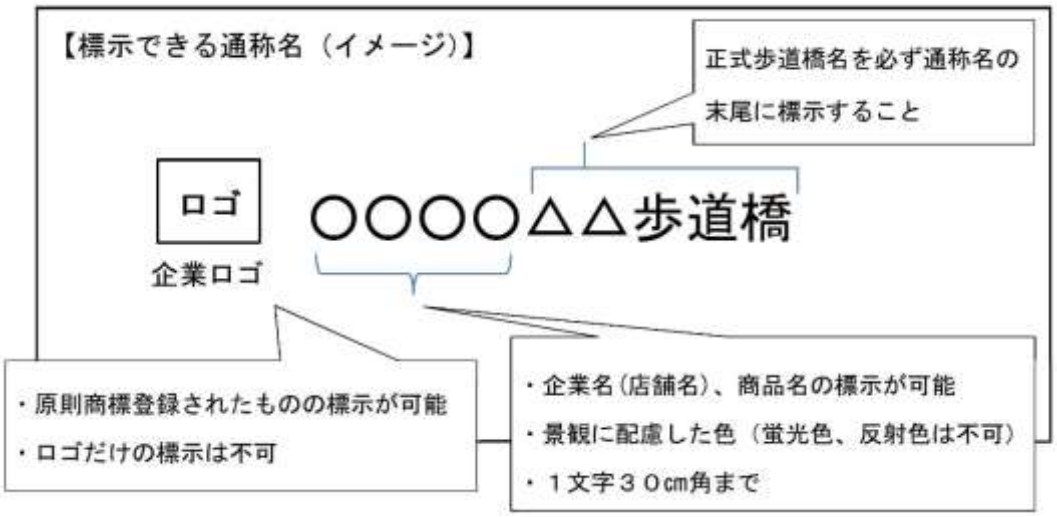

ア　通称名としてつけることができるのは、協力企業の企業名（企業略称、店舗名、企業ロゴも可）及び商品名です。標語やメッセージを通称名に含めることはできません。

イ　一つの文字の大きさは最大で３０㎝角までとし、書体は丸ゴシックを原則とします。また、ロゴマークの短辺は３０㎝以内としてください。ロゴマークだけの標示は認められません。原則として、ロゴマークは商標登録されたものを用いてください。

ウ　文字色・ロゴマークは、景観に配慮した色を基本とします。やむを得ない場合であっても、けばけばしい色（彩度８以上）や蛍光色、反射性のある色は使用できません。

エ　通称名は、正式横断歩道橋名（地名等及び施設種別の「横断歩道橋」）を含むものとします。（例：「○○＋地名等＋歩道橋」等。○○の部分を提案してください。）

オ　横断歩道橋桁面の両面へ標示することが可能です。各横断歩道橋の標示可能面は別表「対象横断歩道橋一覧」を参考にしてください。標示は一方向につき一箇所です。横断歩道橋の形状や信号・標識の添加状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。また、通称名の設置により信号・標識等を移動することはできません。協議の結果、標示可能面が少なくなる場合があります。原則として契約期間内に通称名の変更はできません。ただし、通称名変更の必要性について特段の理由がある場合は、この限りではありません。

カ　信号・交通標識等と誤認させるような通称名は標示できません。（例：進入禁止マーク、信号の絵、矢印、信号付近での信号色の使用など）

キ　ドライバーの視線を不適切に誘導するもの（小さすぎるなど視認性に欠けるもの、あるいは既存の標識等の標示と比べて著しく大きく目立ちすぎるものなど）は標示できません。

ク　一般的に企業名として認知され得ず、横断歩道橋の通称名に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列など）は標示できません。

ケ　飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの（酒を連想させる図案、ドクロマークなど）は標示できません。

コ　標示方法は、横断歩道橋の桁表面にシールを貼り付ける方法を標準とし、一箇所あたりの名称の表示面積は3.5㎡までとします。また、シールの背景色は透明または既存の横断歩道橋に合わせたものとします。横断歩道橋に既に正式名称（住所含む）が印字されており、標示する通称名に干渉する場合は、標示面と同一色のシールで目隠ししてください。なお、目隠し用シールは表示面積（3.5㎡）に含まれません。

サ　横断歩道橋に、交通規制等の予定を周知するための横断幕を一時的に設置する場合があります。また、補修工事等により足場が設置されるなど、通称名の標示が見えなくなることがあります。その際の命名権料の還付はありません。

シ　次の各号に該当する通称名やロゴマークは標示できません。

(ｱ)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(ｲ)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(ｳ)　基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(ｴ)　政治性のあるもの又は選挙に関係するもの

(ｵ)　宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

(ｶ)　美観風致を害するおそれがあるもの

(ｷ)　虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの、その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(ｸ)　青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(ｹ)　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(ｺ)　前各号に掲げるもののほか、標示される通称名として適当でないと判断されるもの

(3)　契約期間

契約期間は、契約締結日（令和９年４月１日予定）から５年間とします。

契約締結日は、募集期間内に応募いただいた民間事業者（以下「応募者」という。）の提案内容を踏まえ、岡山市と協力企業の協議により決定します。

当該契約期間には通称名の標示及び撤去、原状回復に係る期間が含まれます。

なお、契約期間が満了する６か月前までに契約更新の申し出があれば、提案額等を鑑み、５年を限度に更新する場合があります。

また、契約当事者の事情・違法行為等により、当該施設の通称名の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。

協力企業の事情・違法行為等による契約解除に伴う撤去及び原状回復に必要な費用は、協力企業の負担とします。

(4)　命名権料

応募者からの提案金額となります。なお、命名権料は標示面数に関係なく、一橋あたり年額３０万円（以下「最低命名権料」という。）以上（消費税及び地方消費税は含まず、千円単位（未満切捨て））とします。

命名権料には、消費税及び地方消費税が加算されます。契約期間中に税率が変更された場合は、改定後の税率により算定した額とします。

（※）命名権料とは別に横断歩道橋への通称名の標示及び撤去、原状回復に係る費用が必要になりますのでご注意ください。

(5)　命名権料の納付

命名権料は、本市の請求に基づき、各年度分を当該年度の４月３０日までに一括して納付していただきます。

なお、初年度については契約締結より４週間以内に納付していただきます。

納付された命名権料は、原則還付しません。

(6)　通称名標示等にかかる諸経費の負担

横断歩道橋への通称名標示及び契約終了時の通称名撤去は、協力企業が道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２４条の承認を受け、施工していただくことになります。あわせて、所轄の警察署へ道路使用許可申請を行い、許可を得る必要があります。

なお、各種申請手数料や施工費、通称名標示の維持修繕費、撤去・原状回復費などは、すべて協力企業の負担とします。

また、通称名標示の維持修繕費には、標示を起因とする事故等を予防するための目視による点検費用を含むものとし、点検は年１回以上実施していただきます。

(7)　地域貢献の提案

協力企業として、当該横断歩道橋及びその周辺歩道の清掃美化活動等による地域貢献の場として活用する提案をしていただくことも可能です。

提案していただいた地域貢献活動の実績については、岡山市へ報告していただきます。なお、活動内容は１年間、岡山市ホームページに掲載します。

４　協力企業の選定方法

募集期間終了後、応募資格等の確認を行い、岡山市横断歩道橋ネーミングライツ協力企業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）にて、別に定める審査基準に基づき提案内容等について審査を行い、優先交渉権協力企業を決定します。

なお、審査の結果、デザインの変更等の条件付き決定となる場合があります。

優先交渉権協力企業の決定後は、優先交渉権協力企業の辞退はできません。また、優先交渉権協力企業からの申し出による通称名や標示内容（デザインなど）の変更は認めません。

(1)　横断歩道橋への標示内容の決定

提案された通称名やデザイン等標示の詳細について、審査の結果を踏まえ、選定委員会において標示内容の修正の要否を決定します（提案内容により、信号・標識との位置関係から、標示箇所が両面から片面に減るなどの場合もあります）。

標示内容について優先交渉権協力企業に対して再提案を求める場合があります。その場合、提案価格の変更は行いません。変更内容について本市と優先交渉権協力企業との協議が成立しなかった場合は、優先交渉権協力企業の決定を取り消す場合があります。

ア　優先交渉権協力企業の決定後、本市との協議により合意の可能性がないと本市が判断した場合や協力企業として不適切な事由が認められた場合は、優先交渉者との協議を打ち切り、次順位者との協議に入るものとします。

イ　優先交渉権協力企業がその資格を失った場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

(2)　ネーミングライツ協力企業の決定

本市と優先交渉権協力企業との協議が成立した後、選定委員会で協力企業を決定し、協力企業が道路法第２４条の承認申請、道路使用許可申請をした後、契約を締結し、命名権料を納付していただきます。

なお、通称名の標示は契約を締結し、命名権料を納付した後となります。

また、協力企業決定後、企業名、通称名、命名権料等を岡山市ホームページで公表します。

(3)　その他

広告代理業を営む法人等が応募者の委任を受け、代理で応募（応募手続きのみの代行を含む。）することも可能です。この場合は、横断歩道橋ごとに具体的な協力企業となる企業・団体等の提示が必要です。契約は協力企業と岡山市の間で締結します。

5　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。また、優先交渉権協力企業が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権協力企業の決定を取り消し、その者とは契約を締結しません。

(1)　申請者が応募資格を満たさなくなったとき
(2)　提出期限までに書類が提出されないとき
(3)　提出書類に不備があるとき（軽微な場合を除く）
(4)　提出書類に虚偽の記載があるとき
(5)　著しく信義に反する行為をしたとき
(6)　契約を履行することが困難と認められるとき
(7)　一橋の横断歩道橋に二つ以上の案を提案したとき
(8)　審査の公平性を損なう行為をしたとき
(9)　横断歩道橋の通称名の条件を満たさないとき
(10)　その他本市が不適当と判断したとき

6　応募方法

(1)　提出書類

下表の書類各１部を、申請先まで郵送または持参により提出してください。提出書類の返却は行いません。提出書類に記載された事項は、本件に関すること以外には一切使用しません。申請及びデザイン修正に要する費用は、全て応募者の負担とします。

区分	必　要　書　類
①	横断歩道橋ネーミングライツ協力企業申請書【様式１】
	申請書その他提出書類に押印する印影は、法務局発行の印鑑証明書と同一でなければなりません。
②	誓約書【様式２】
	役員欄には、履歴（現在）事項全部証明書に記載されている役員を全員記入してください。ただし、監査法人は除きます。また、住所欄は役員各々の住民登録地（住民票記載の住所）を記入してください。
③	法人概要【様式３】
	企業理念（経営方針）、ＣＳＲへの取組み、事業経歴、設立年月日、資本金（出資総額）、事業内容（事業種目、事業所・所在地及び従業員数、主な取引先・広告実績等）を記入してください。パンフレット可。

④	命名権料提案書【様式４】 本市が定める最低命名権料（年額、消費税及び地方消費税は含まない。）以上の命名権料を提案してください。
⑤	市税の滞納無証明書 書類提出時点で発行後３カ月以内のものに限ります。
⑥	履歴（現在）事項全部証明書 書類提出時点で発行後３カ月以内のものに限ります。
⑦	印鑑証明書 書類提出時点で発行後３カ月以内のものに限ります。
⑧	国税の納税証明書（その３の３） 「法人税」、「消費税及び地方消費税」の未納額がないことの証明用です。 書類提出時点で発行後１カ月以内のものに限ります。 国税の納税証明書の公布請求手続きについては、最寄り税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページのURL⇒（https://www.nta.go.jp/） 国税の納税証明書の交付請求の際は、必ず「その３の３」を請求してください。（「その３」は不可。）なお、法人税等を分納している場合は納税証明書が交付されないため、応募の資格を満たさなくなります。
⑨	通称名の標示図案【様式は任意】**※CD-R で提出してください。** 記入例を参考に標示や文字のサイズ及び背景色、文字色等を記入してください。なお、可能な限りロゴ画像・文字色のマンセル値を示してください。また、図案データはPDF形式としてください。
⑩	損益計算書・賃借対照表 応募時点の直近３期分を提出してください。
⑪	委任状【様式５】 広告代理業を含む法人等が、協力企業の委任を受ける場合のみ必要。
⑫	地域貢献に関する今後の活動計画【様式６】 計画があれば提出してください。

様式は岡山市ホームページでダウンロードできます。また、提出書類は、岡山市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(2)　申請先

岡山市 都市整備局 道路部 道路港湾管理課 管理係

〒７００－８５４４　岡山市北区大供一丁目１番１号　本庁舎１０階

E-mail：dourokanri@city.okayama.jp

（※）郵送もしくは直接持参してください。持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除く、午前９時から正午、午後１時から午後５時までの間受け付けます。郵送の場合は、募集期間の最終日必着とします。郵送で応募された場合は、申込者に電話またはメールで連絡します。応募してから一週間以上連絡がない場

合は、恐れ入りますが、10 ページの「9. 問い合わせ先」までご連絡ください。

(3) 募集期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月２２日（金）まで

7 質疑・回答

本件に関する質問は、質問書【様式８】を使用または参考にし、ファクスまたは電子メールで送信し、送信した旨をご連絡ください。

直接持参でも受け付けますが、必ず電子データも併せてご提出ください。

なお、口頭での質問には対応いたしかねますので、ご了承ください。下表にある質疑の締切日までに質問書を送信願います。回答は、岡山市ホームページの当該公募に係るページ内にて回答日までに公開します。

質疑の締切日	質疑の回答日
令和９年１月８日（金）	令和９年１月１２日（火） までに随時ホームページ上で回答

8 スケジュール

（募集期間）

公募開始日	令和８年１２月 １ 日（火）
質疑締切日	令和９年１月 ８ 日（金）
質疑回答日	令和９年１月１２日（火）までに随時回答
申請締切日	令和９年１月２２日（金）
資格・提案内容の審査	令和９年２月中旬
優先交渉権協力企業決定	令和９年２月中旬
デザインについて優先交渉権協力企業との協議	令和９年２月中旬～ ３月上旬
ネーミングライツ協力企業の決定	令和９年３月上旬
道路法第 24 条の申請及び道路使用許可申請	令和９年３月中
契約・命名権料納付手続	令和９年４月

通称名使用開始（契約締結・命名権料納付後に、横断歩道橋へ通称名を標示できます）	令和９年４月

９　問い合わせ先

岡山市 都市整備局 道路部 道路港湾管理課 管理係

電話：086-803-1415　FAX：086-803-1877

E-mail：dourokanri@city.okayama.jp